

○内閣府
財務省 令第 号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）
第八条の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定に
よる預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構
の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業
務の特例等に関する命令（平成二十九年 内閣府 令第一号）の一部を次のように改正する。
財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(休眠預金等交付金の交付方法等) 第一条 「略」</p> <p>2 法第八条の規定による休眠預金等交付金の交付は、預金保険機構(以下「機構」という。)が指定活用団体からの書面による申請(前項の収支予算について法第二十六条第一項の認可を受けたことを証する書面を添付したものに限る。)に基づいて行うものとする。</p> <p>ただし、事業年度の開始後三月を経過する日の前日までの間は、預金保険法第三十九条の認可を受けた当該事業年度の予算に添付した法第十三条に規定する休眠預金等管理勘定に係る当該事業年度の予定損益計算書の収益の部に計上した当該休眠預金等交付金の交付に充てるための額に四分の一を乗じて得た額を超えない範囲内において行うものとする。</p> <p>〔3・4 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(休眠預金等交付金の交付方法等) 第一条 「同上」</p> <p>2 法第八条の規定による休眠預金等交付金の交付は、事業年度の開始後三月を経過する日から当該事業年度の末日までの期間において、預金保険機構(以下「機構」という。)が指定活用団体からの書面による申請(前項の収支予算について法第二十六条第一項の認可を受けたことを証する書面を添付したものに限る。)に基づいて行うものとする。</p> <p>〔3・4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。